

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年1月16日

横浜市契約事務受任者  
環境創造局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

スタッドレスタイヤの購入及び取り付け

2 履行(納品)場所

環境創造局(横浜市中区本町6-50-10)

3 契約日

令和6年1月9日

4 履行日又は履行期間

令和6年1月9日

5 契約金額

¥272,800.- (うち消費税及び地方消費税相当額 ¥24,800.-)

6 契約の相手方(名称及び所在)

有限会社 内山タイヤ商会 代表取締役 浅野 満  
横浜市西区桜木町4丁目20番地

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和6年能登半島地震発災に伴い、本市職員を被災地へ緊急的に派遣する必要があったため、該当支援車両の降雪対応のためのスタッドレスタイヤの配備を緊急契約しました。

8 契約の相手方の選定理由

該当支援車両保管場所付近かつ、該当支援車両に適合するタイヤの確保及び緊急対応が可能な業者を選定しました。

9 所管課

下水道事業マネジメント課